

令和2年版 回顧と展望

警備情勢を顧みて

特集「新型コロナウイルス感染症に対する警察の取組」



警察庁
焦点 第291号
令和3年3月発行

目 次

はじめに	1
(第1章 【特集】新型コロナウイルス感染症に対する警察の取組	2
● 新型コロナウイルス感染症への対処体制	2
● 新型コロナウイルス感染症をめぐる警察の取組	4
(第2章 サイバー攻撃情勢	8
● サイバー攻撃	8
(第3章 国際テロ情勢	14
● 國際テロ	14
(第4章 外事情勢	18
● 北朝鮮の対日有害活動	18
● 中国の対日有害活動	21
● ロシアの対日有害活動	23
● 経済安全保障等に関する取組	24
● 不法滞在対策	25
(第5章 公安情勢	26
● 右翼及び右派系市民グループ	26
● 極左暴力集団	29
● オウム真理教	32
● 日本共産党	34
● 大衆運動	36
(第6章 警備実施	38
● 警察の集団警備力	38
● 警戒警備の強化	40
● 警衛・警護	42
● 自然災害への対処	44

【表紙写真】

上段左：米国大統領選挙2回目の候補者討論会（AFP=時事）

上段中：横浜港にクルーズ船が停泊／警察車両による警戒（2月、神奈川）

上段右：フランス/教員殺害テロ事件の追悼集会（写真提供：共同通信社）

中段左：香港/香港国家安全維持法に対するデモを取り締まる警官隊（AFP=時事）

中段中：立皇嗣の礼関係行事等に伴う警衛（11月、東京）

中段右：令和2年7月豪雨（写真：毎日新聞社/アフロ）

下段左：知的財産の譲渡先とされる中国企業を視察する習近平国家主席（中国通信/時事通信フォト）

下段中：海上保安庁の巡視船と中国公船（時事）提供：海上保安庁

下段右：レバノン首都で大規模な爆発（写真：代表撮影/ロイター/アフロ）

【1ページ「はじめに」写真】

上段左：コロナ禍におけるパトロール強化（5月、愛知）

上段中：オーストリア/ウィーン中心部で銃撃（写真：AFP/アフロ）

上段右：北朝鮮/「戦術誘導弾」試射 発射台付き車両とミサイル（写真提供：朝鮮中央通信=共同）

下段左：街頭宣伝活動に対する取締り（8月、東京）

下段中：セキュリティイメージ（写真：アフロ）

下段右：令和2年7月豪雨/広域緊急援助隊の活動（7月、熊本）



はじめに

令和2年（2020年）中は、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、日本国内においても国民生活及び国民経済に大きな影響を及ぼしました。警察では、公共の安全を確保するとの立場から、各都道府県の感染状況やまん延防止措置等を踏まえつつ、関連する犯罪の取締りや空港・医療機関等における警戒警備等、サイバー攻撃に係る注意喚起等、必要な措置を講じました。

国際テロ情勢に目を向けると I S I L^(注) 等の過激思想に影響を受けたとみられる者等によって、車両、刃物等の入手しやすい凶器を使用する形態のテロが発生するなど、依然として厳しい状況にあるといえます。このほか、我が国をめぐる国際情勢としては、北朝鮮がミサイル発射を行い、中国が尖閣諸島周辺に公船等を派遣して領海侵入等を繰り返すなど、海洋進出の動きを活発化させています。

国内においては、右翼が領土問題、歴史認識問題等を捉え、活発な街頭宣伝活動等に取り組んでいるほか、極左暴力集団は、反戦・反基地運動等の取組を通じて組織の維持・拡大を図っており、今後も情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがあります。

また、近年、国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が発生しており、国の治安、安全保障及び危機管理に影響を及ぼしかねない問題となっています。

令和2年7月豪雨では、大雨による河川の氾濫、浸水害、土砂災害等の発生により、死者84人という被害が発生しました。

警察では、こうした治安情勢に的確に対応し、テロ等重大事案を未然に防止して公安の維持を図るため、違法行為の取締り、関連情報の収集・分析等に継続して取り組んでおり、延期された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）を見据えて、今後も総力を挙げて各種対策を推進していきます。

(注): Islamic State of Iraq and the Levantの略。いわゆるイスラム国

* 掲載内容は、特に記載のある場合を除いて、令和2年12月31日現在のものです。

* 「焦点」は、警察庁ウェブサイトにも掲載しています。（<https://www.npa.go.jp/bureau/security/publications/index.html>）

第1章 【特集】新型コロナウイルス感染症に対する警察の取組

はじめに

令和元年（2019年）12月31日、世界保健機関（以下「WHO」という。）から、中国湖北省武漢市において原因不明の肺炎が発生している旨の発表がなされ、その後、当該肺炎が新型コロナウイルス感染症によるものである旨の発表がなされました。令和2年（2020年）1月31日（日本時間）には、感染拡大を受け、WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言しました。WHOの発表によれば、これまでに約7,920万人が感染し、約170万人が死亡しています（12月27日現在）。

警察では、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、空港、港湾、医療機関等におけるトラブル防止のための警戒警備や混乱に乘じた各種犯罪の抑止と取締りの徹底等、関係機関と連携した対応に万全を期しています。

新型コロナウイルス感染症への対処体制

新型コロナウイルス感染症への政府の対応

我が国においては、令和2年（2020年）1月15日に初の感染者が確認され、同月29日からは、政府が派遣したチャーター機により中国湖北省に在留する邦人等が帰国しました。

また、感染が拡大している状況に鑑み、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、同月30日に内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣を構成員とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置されました。

同年2月1日には、政府において、入国拒否対象地域の指定等の水際対策が実施されたほか、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第8項の指定感染症として指定されました。

同月25日には、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定され、また、同年3月13日には、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に規定する新型インフルエンザ等とみなすことなどを内容とする新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が成立・公布されました（同月14日施行）。



政府が派遣したチャーター機
(AFP=時事)

第1章 【特集】新型コロナウイルス感染症に対する警察の取組

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置の状況

令和2年3月26日には、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にあるなどとして、特措法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」が政府に設置されました。同月28日、同本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定されました。

同年4月7日、新型コロナウイルス感染症のまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるなどとして、特措法第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がなされ、緊急事態措置を実施すべき期間を同日から同年5月6日までとし、実施すべき区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする旨が公示されました。同年4月16日には、緊急事態措置を実施すべき区域が全国に拡大されたほか、同年5月4日には、引き続き全都道府県を緊急事態措置の対象とし、緊急事態宣言に係る緊急事態措置を実施すべき期間を同月31日まで延長する旨が公示されました。

同月14日、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県以外の県については緊急事態を解除する旨が公示され、さらに、同月21日には、京都府、大阪府及び兵庫県については、緊急事態を解除し、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県とする旨が公示されました。同月25日には、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととされ、特措法第32条第5項の規定による緊急事態解除宣言がなされました。

警察庁の対処体制

警察庁では、令和2年1月26日、警備局長を長とする「新型コロナウイルスに関する対策本部」を設置し、同月30日、次長を長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」に改組しました。同年3月26日には、政府に特措法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置されたことを受け、**警察庁長官を長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」**を設置しました。



新型コロナウイルス感染症対策本部
(首相官邸ウェブサイトより抜粋)

第1章 【特集】新型コロナウイルス感染症に対する警察の取組

新型コロナウイルス感染症をめぐる警察の取組

警察では、職員の感染防止のための取組を徹底し、各都道府県における感染状況やまん延防止措置等を踏まえつつ必要な措置を講じるなど、「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を推進しています。

警戒警備

空港、医療機関等における警戒警備

警察では、令和2年1月29日以降、政府チャーター機により中国から帰国した在外邦人等の入国に伴う混乱の防止を図るため、空港、医療機関等における警戒警備を実施したほか、同年2月3日以降、神奈川県横浜市の横浜港に到着したクルーズ船における大規模な検疫の実施に伴い、同港周辺等における警戒活動や患者等の搬送支援を実施しました。

また、新型コロナウイルス感染症に係る検疫の強化により、空港において検疫法に基づく検査の対象となる帰国者等が増加することとなったことから、警察庁では、厚生労働省をはじめとする関係機関との情報共有や協力を緊密に行うとともに、関係都府県警察では、検疫所長や空港管理者との連携を強化し、円滑な検疫の実施に協力しつつ、トラブルや不測の事態の防止を図るため、空港その他の検疫所長が指定した施設等（検査を受けた者が結果が判明するまで待機する場所）における警戒警備等を実施しています。



空港における警戒（千葉）



待機場所への移送バスの先導（東京）

第1章 【特集】新型コロナウイルス感染症に対する警察の取組

■ 横浜港に到着したクルーズ船における検疫の実施に伴う警戒警備等

令和2年2月3日に横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」では、延べ4,000人を超える乗員・乗客に対して新型コロナウイルスに関する検査が実施され、このうち約700人について陽性が確認されました。警察では、これら感染者の医療機関への搬送等に際し、警察車両による先導等の警戒を実施するなど、混乱の防止を図るための警戒警備等を実施しました。



警察車両による警戒（神奈川）

サイバー攻撃対策

利用者が急増しているウェブ会議システムについて、悪意のあるユーザーの用意したリンク先に接続することで、認証情報を窃取されたり、プログラムを起動されたりする可能性があるといったぜい弱性が指摘されました。これを受け、警察では、令和2年4月上旬に重要インフラ事業者等に対して、このようなぜい弱性を利用したサイバー攻撃に対する注意喚起を実施しました。

また、国外において新型コロナウイルス感染症に関連する研究機関がサイバー攻撃の被害に遭っている状況^(注)を踏まえ、警察では、同年4月以降、国内の製薬事業者等に対して、

- 新型コロナウイルス感染症に関連したメールに注意し、安易に添付ファイルを開いたり、メール本文内のリンク先に接続したりしない。
- 不要なサービスを停止する、不要なポートを閉じるなど、保有する情報システムのセキュリティ対策を行う。
- セキュリティ関係機関等から発信される注意喚起を定期的に確認する。

などの注意喚起を実施しました。

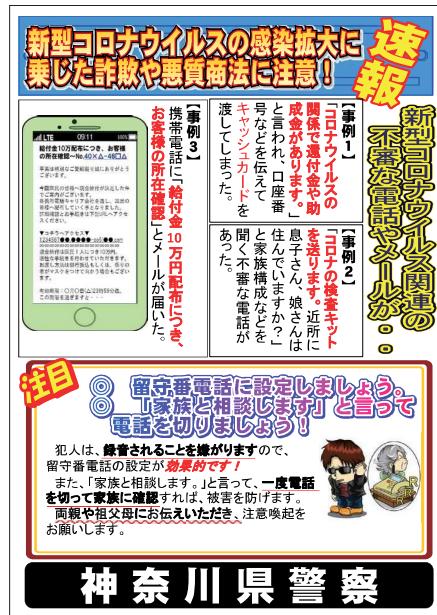
(注): 9頁を参照

第1章 【特集】新型コロナウイルス感染症に対する警察の取組

関連する犯罪の取締り

警察では、感染拡大に伴う混乱等に乘じた犯罪に関する情報の入手に努めるとともに、取締りを徹底しています。

また、こうした犯罪を防止するため、地域の犯罪の発生状況等に応じてウェブサイト、電子メール、SNS^(注)、チラシ等の各種広報媒体や巡回車両によるスピーカー広報等を通じて防犯情報の提供や注意喚起に努めるとともに、各種犯罪の発生状況を踏まえたパトロール等の警戒活動を強化しています。



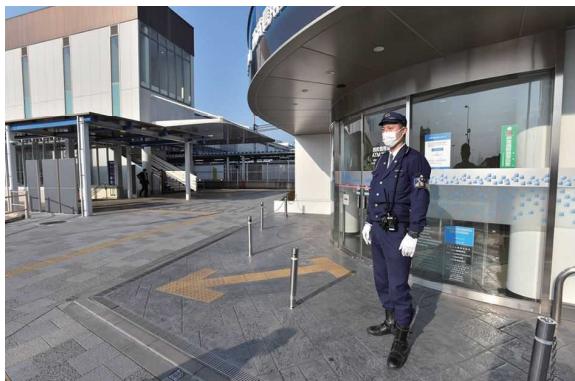
神奈川県警察

注意喚起のチラシ

都道府県知事による住民に対する外出・移動の自粛要請に伴う警察の対応

警察では、都道府県知事による住民に対する外出の自粛要請に伴い、繁華街でのトラブル等の発生を防止するため、地域警察官によるパトロールを強化するなどの措置を講じました。

また、都道府県知事からの要請等を踏まえ、こうした活動を通じて、状況に応じ、国民に対し、外出の自粛要請が行われている旨の一般的な声掛けを行うなどの協力を行ったほか、道路管理者等と連携し、交通情報板等を活用して移動の自粛要請が行われている旨を周知するなどの協力を行いました。



自粛要請に伴うパトロール強化（東京）



自粛要請を呼びかける交通情報板

(注) : Social Networking Serviceの略

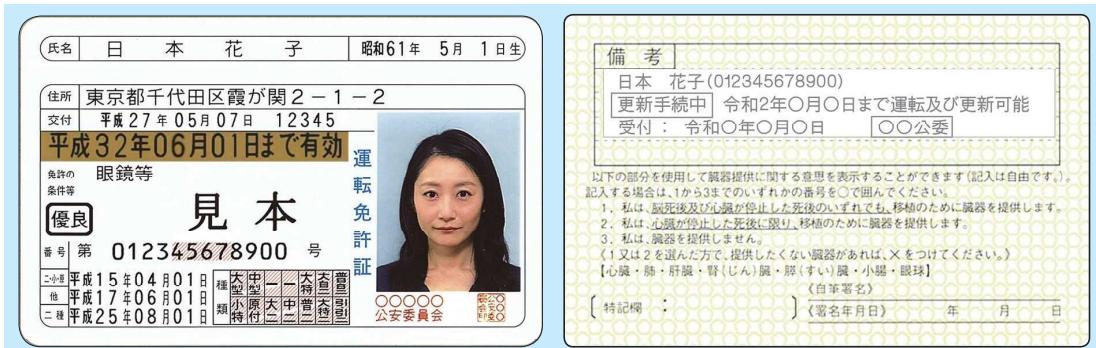
第1章 【特集】新型コロナウイルス感染症に対する警察の取組

警察関係行政手続の臨時措置等

警察では、運転免許関係手続について、

- 感染防止の観点から、運転免許証の有効期間の末日までに事前の申出があれば、**運転免許証の裏面備考欄への記載により運転及び更新可能期間を延長する措置**
- 特措法に基づく緊急事態宣言が発出される中、運転免許センター等の業務が休止されたことを受け、事前の申出があれば、**卒業証明書等により運転免許試験の技能試験が免除される期間を延長する措置**

等を講じました。



運転免許証裏面にシールを貼付した場合の例

感染拡大防止のための取組

警察では、警察職員間又は警察職員と接する一般の方等への感染防止の観点から、

- 手洗い、アルコール消毒液による**手指消毒やマスク着用等の予防対策**
- 集団感染のリスクを高めるとされる**「3つの密」(換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面)**を可能な限り避けるための勤務環境の改善
- 警察署や交番の窓口への**透明ビニールカーテン等の遮蔽物**の設置などの取組を推進しています。



飛沫感染防止のための透明ビニールカーテン（東京）

第2章 サイバー攻撃情勢

サイバー攻撃

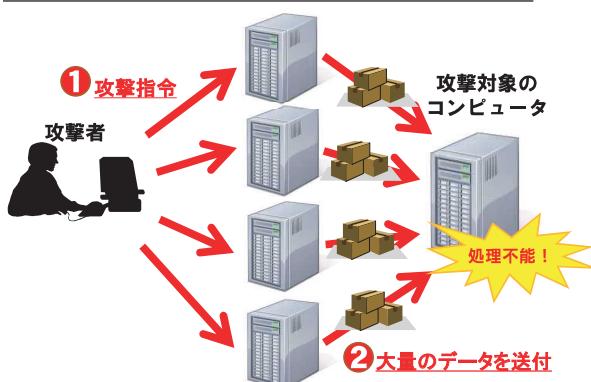
情 勢

近年、国内外において政府機関等に対する**サイバー攻撃**が発生しています。重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させてしまう**サイバーテロ**や情報通信技術を用いた諜報活動である**サイバーインテリジェンス（サイバーエスピオナージ）**の脅威は、国の治安、安全保障及び危機管理に影響を及ぼしかねない問題となっています。

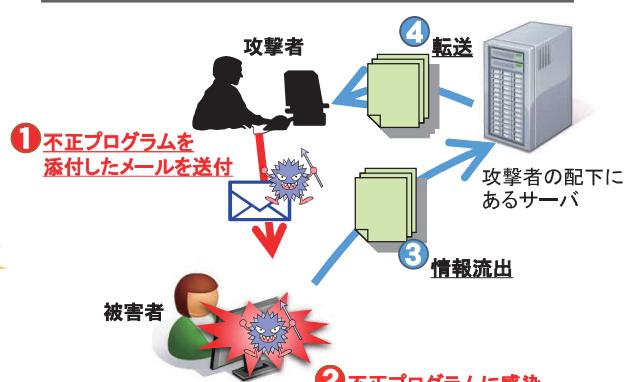
サイバー攻撃には、①**攻撃の実行者の特定が難しい**、②**攻撃の被害が潜在化する傾向がある**、③**国境を容易に越えて実行可能である**といった特徴があり、我が国においても、サイバー空間の脅威に対する対処能力の強化が求められています。

サイバー攻撃の手口としては、攻撃対象のコンピュータに複数のコンピュータから一斉に大量のデータを送信して負荷を掛けるなどして、そのコンピュータによるサービスの提供を不可能にする**DDoS攻撃**^(注)や、セキュリティ上のぜい弱性を悪用してコンピュータに不正に侵入し、又は不正プログラムに感染させることなどにより、管理者や利用者の意図しない動作をコンピュータに命令する手法等があります。不正プログラムに感染させる手口として、業務に関連した正当な電子メールを装い、市販のウイルス対策ソフトでは検知できない不正プログラムを添付した電子メール（標的型メール）を送信し、受信者のコンピュータを不正プログラムに感染させる**標的型メール攻撃**があり、我が国においても多数発生しています。

DDoS攻撃



標的型メール攻撃



サイバー攻撃の手口

(注)：Distributed Denial of Serviceの略。DoS攻撃の一形態（DoS攻撃について11頁を参照）

第2章 サイバー攻撃情勢

■ 国際情勢

(1) 北朝鮮

北朝鮮は、政治目標の達成や外貨獲得を目的として、様々な形でサイバー攻撃を行っているとみられています。

(2) 中国

中国には、サイバー攻撃を行う様々な攻撃主体が存在し、その一部には人民解放軍等の関与が指摘されています。これらの攻撃主体は、軍事関連企業、先端技術保有企業等の情報窃取を目的として、サイバー攻撃を行ってきたとみられています。

(3) ロシア

ロシアは、軍事的及び政治的目的の達成に向けて影響力を行使するため、重要インフラ事業者に被害を与えるサイバー攻撃や、他国の国政選挙に影響を及ぼすためのサイバー攻撃を行ってきたとみられています。

【事例】米国の研究機関を標的としたサイバー攻撃

令和2年（2020年）5月、米国連邦捜査局（FBI）は、中国と関連のあるサイバー攻撃集団等による、米国の新型コロナウイルス感染症に関連した研究機関を標的とした攻撃について捜査していると発表しました。攻撃者は、新型コロナウイルス感染症に関する研究に係るネットワーク等から、知的財産及びワクチン、治療法等に関する情報の不正取得を試みていたとしています。

【事例】EU理事会によるサイバー攻撃事案に関する初制裁

令和2年（2020年）7月、EU理事会は、過去のサイバー攻撃事案に関与したとして北朝鮮、中国及びロシアの6個人及び3団体に対して初制裁を課すと発表しました。当該事案には、平成29年（2017年）に世界各国の政府機関、病院、銀行、企業等のコンピュータに被害を与えたランサムウェア「WannaCry」に関する事案が含まれています。

【事例】サイバー攻撃集団「APT41」構成員等の起訴

令和2年（2020年）9月、米国司法省は、世界中の100以上の企業のコンピュータを侵害したなどとして、「APT41」（Barium、Winnti、Wicked Panda、Wicked Spider）と呼ばれるサイバー攻撃集団の構成員を含む中国人5人及びマレーシア人2人を起訴したと発表しました。



米国司法省の会見
(EPA=時事)

第2章 サイバー攻撃情勢

サイバー攻撃対策の推進体制

■ 体制

サイバー攻撃事案が発生した場合、警察は、どのような攻撃が行われたのかを明らかにし、被害を最小限にとどめ、被疑者を追跡するとともに、国民の平穏な社会生活を取り戻さなければなりません。そのために、被害状況の早期把握、証拠資料の保全、被害拡大の防止、再発防止及び事件捜査を柱とした対応をとっています。

このため、警察では、警察庁や都道府県警察にサイバー攻撃対策を担当する組織を設置しており、サイバー攻撃の実態解明や被害の未然防止等の総合的なサイバー攻撃対策を推進しています。

(1) 警察庁

警察庁には、**サイバー攻撃対策室**を設置しており、都道府県警察が行う捜査に対する指導・調整、官民連携や外国治安情報機関との情報交換に当たっています。また、サイバー攻撃対策室長を長とする**サイバー攻撃分析センター**を設置し、サイバー攻撃に係る情報の集約・分析機能を強化しています。

(2) 都道府県警察

都道府県警察には、警備部門、生活安全部門及び情報通信部門の職員により構成されるサイバー攻撃対策プロジェクトを設置しており、組織が一体となって対策を推進しています。また、政府機関、重要インフラ事業者、先端技術を有する事業者等が多く所在する14都道府県警察^(注1)には、**サイバー攻撃特別捜査隊**を設置しています。サイバー攻撃特別捜査隊は、サイバー攻撃捜査に関する専門的な知識、技能及び経験をいかし、設置された都道府県だけでなく、他県警察に対する支援を行うことにより、全国で発生し得るサイバー攻撃事案に対する対処能力の向上を図っているほか、情報収集活動の推進や民間事業者等との協力関係の確立においても中核的な役割を果たしています。

(3) サイバーフォース

警察では、警察庁及び地方機関の情報通信部門^(注2)に、**サイバーフォース**を設置しており、都道府県警察のサイバー攻撃対策部門に対する技術支援を実施しています。

また、警察庁の**サイバーフォースセンター**は、全国のサイバーフォースの司令塔の役割を担っており、サイバー攻撃発生時においては技術的な被害状況の把握、被害拡大の防止、証拠保全等の技術支援を行う拠点として機能するほか、



サイバーフォースセンター

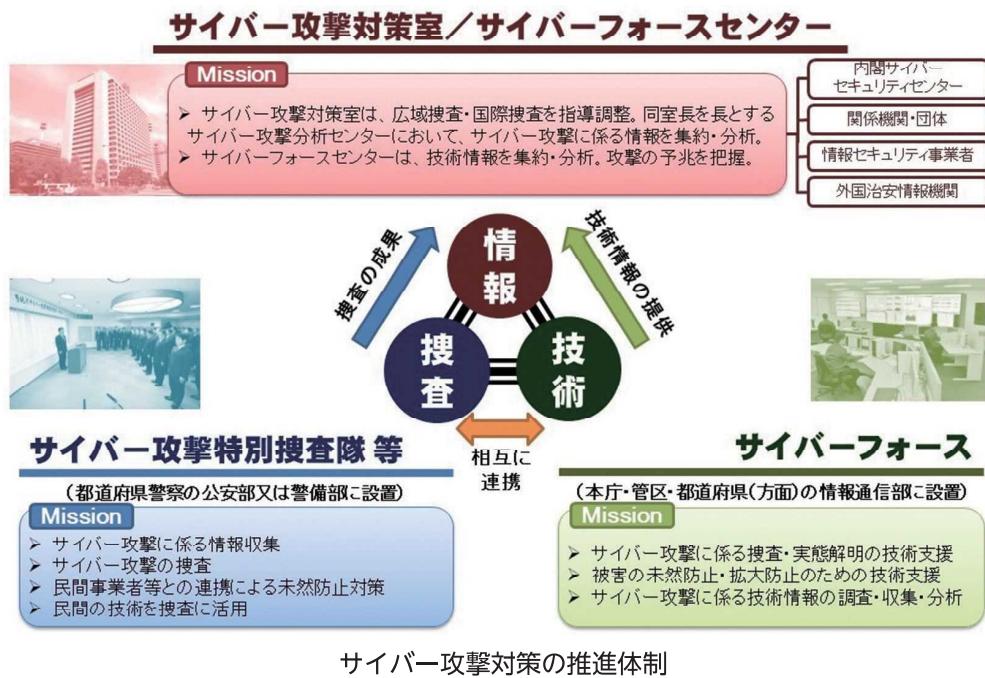
(注1)：北海道、宮城、警視庁、茨城、埼玉、千葉、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川及び福岡

(注2)：管区警察局情報通信部（四国警察支局情報通信部を含む）、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部（四国警察支局の管轄区域内の県情報通信部を含む）及び方面情報通信部

第2章 サイバー攻撃情勢

24時間体制でのサイバー攻撃の予兆・実態把握、標的型メールに添付された不正プログラム等の分析、全国のサイバーフォースに対する指示等を行っています。

サイバーフォースセンターでは、インターネットとの接続点に設置したセンサーにおいて検知したアクセス情報等を集約・分析することで、D o S 攻撃^(注)の発生や不正プログラムに感染したコンピュータの動向等の把握を可能とするリアルタイム検知ネットワークシステムを24時間体制で運用しています。このシステムにより分析した結果をインターネット観測結果として重要インフラ事業者等への情報提供に活用するほか、警察庁ウェブサイト「@police」(次頁を参照)で広く一般に公開しています。



■ サイバー攻撃の実態解明

警察では、違法行為に対する検査を推進するとともに、サイバー攻撃を受けたコンピュータやサイバー攻撃に使用された不正プログラムを解析し、その結果や犯罪検査の過程で得た情報等を総合的に分析するなどして、攻撃者及び手口に関する実態解明を進めています。

また、外国治安情報機関との情報交換を行うとともに、国際刑事警察機構（I C P O）を通じるなどして、外国検査機関との間で国際検査協力を積極的に推進しています。

さらに、サイバー攻撃に使用された不正プログラムの解析等を通じて把握した国内の攻撃インフラの機能停止を促進しています。

(注): 特定のコンピュータに対し、大量のアクセスを繰り返し行い、コンピュータのサービス提供を不可能にするサイバー攻撃。DoSは、Denial of Serviceの略

第2章 サイバー攻撃情勢

■ インターネット利用者への情報提供

警察庁では、警察庁ウェブサイト「@police」(<https://www.npa.go.jp/cyberpolice/>)で、各種プログラムのぜい弱性や不正プログラムに関する情報等を公開しているほか、インターネット観測結果等のセキュリティ対策の向上に資する情報を提供しています。



警察庁ウェブサイト「@police」

【事例】リアルタイム検知ネットワークシステムを活用した対策

令和元年3月下旬から同年5月下旬にかけて、マイクロソフト社が提供するリモートデスクトップサービス^(注1)のぜい弱性を悪用し、外部から管理者権限で任意の操作を実行することを狙ったものと考えられる広範囲の宛先ポート^(注2)へのアクセスが急増したことをリアルタイム検知ネットワークシステムにおいて確認したことから、警察庁ウェブサイト「@police」において、適切なセキュリティ対策を講ずるよう注意喚起を行いました。

■ 官民連携の推進

(1) サイバーテロ対策協議会

警察では、各都道府県警察とサイバー攻撃の標的となるおそれのある重要インフラ事業者などで構成する**サイバーテロ対策協議会**を全ての都道府県に設置し、サイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間の有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行っているほか、サイバー攻撃の発生を想定した**共同対処訓練**等を行っています。



サイバーテロ対策協議会



共同対処訓練

(注1)：職場等に設置されたコンピュータのデスクトップ環境を、他の場所に設置されたコンピュータ等から閲覧・操作等できるサービス

(注2)：TCP・UDP／IP通信において、利用するサービスを識別するためのインターフェースであり、0から65535までの番号が割り当てられている。

第2章 サイバー攻撃情勢

(2) サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク

警察では、情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する全国約8,100（令和2年7月現在）の事業者等との間で、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報共有を行う**サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク**を構築しており、このネットワークを通じて事業者等から提供された情報を集約するとともに、これらの事業者等から提供された情報及びその他の情報を総合的に分析し、事業者等に対し、分析結果に基づく注意喚起を行っています。

(3) 不正プログラム対策協議会

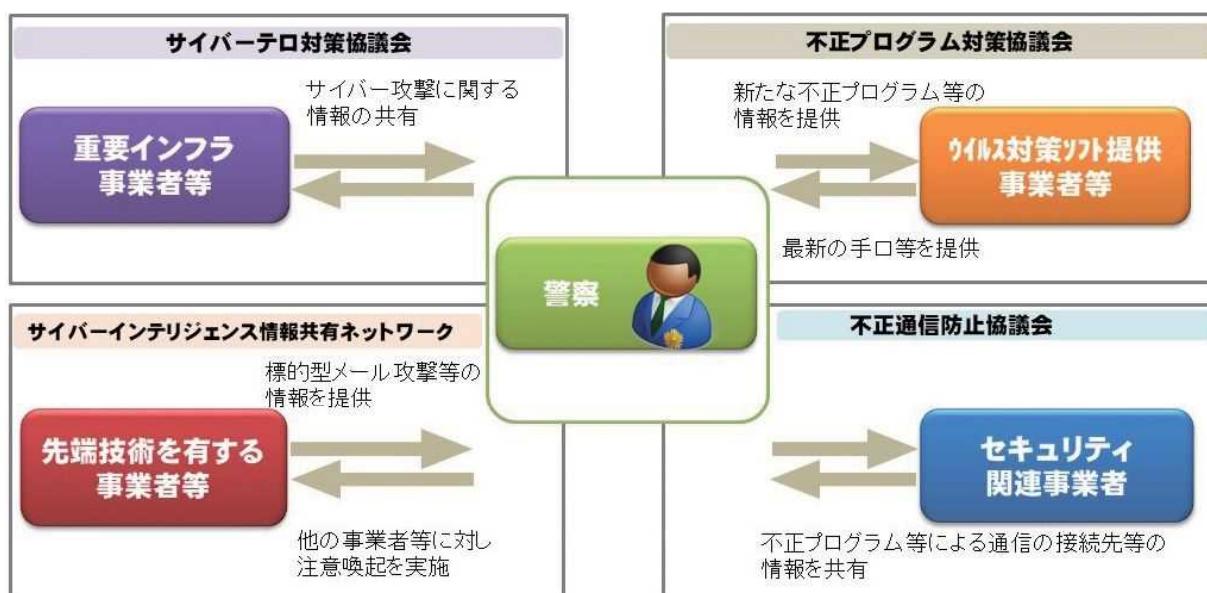
警察では、警察庁とウイルス対策ソフト提供事業者等とで構成する**不正プログラム対策協議会**において、不正プログラム対策に係る情報共有を行っています。特に、警察からは、市販のウイルス対策ソフトで検知できない新たな不正プログラムに関する情報や未知のぜい弱性に関する情報を提供し、情報セキュリティ対策の向上を図っています。

(4) 不正通信防止協議会

警察では、警察庁とセキュリティ監視サービス又はセキュリティ事案に対処するサービスを提供する事業者とで構成する**サイバーインテリジェンス対策のための不正通信防止協議会**において、標的型メール攻撃等に利用される不正プログラムの接続先等の情報を共有することにより、我が国の事業者等が不正な接続先への通信を行うことを防止しています。

(5) 高度な研究開発を行う大学との連携

近年、高度な研究開発を行う大学に対するサイバー攻撃が発生していることから、警察では、当該サイバー攻撃に関する情報収集・分析を強化するとともに、大学と連携し、サイバー攻撃をめぐる最新の情勢や被害防止対策等に関する情報共有、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練等を実施することなどにより、高度な研究開発を行う大学に対するサイバー攻撃への対処能力の強化を図っています。



サイバー攻撃対策に係る官民連携

第3章 国際テロ情勢

国際テロ

情 勢

■ ISIL及びAQの動向

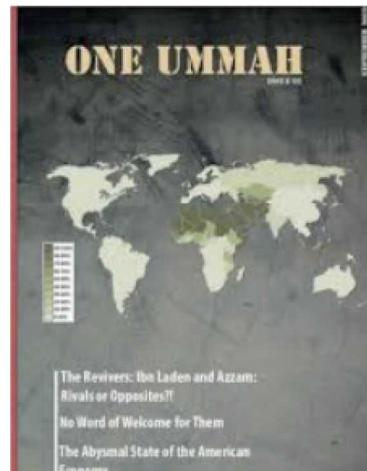
平成26年（2014年）以降、イラク及びシリアにおいて勢力を増大させたISILは、平成31年（2019年）3月、諸外国の支援を受けたイラク軍やシリア軍等の攻撃により、その支配地域を失いました。令和元年（2019年）10月には、米国の作戦行動により指導者バグダーディが殺害されたものの、その数日後には、新指導者^(注1)を指名しました。ISILは、従前より、イラク及びシリアにおける軍事介入に対する報復として、「対ISIL有志連合」参加国、ロシア、イラン等に対してテロを実行することや、爆発物や銃器が入手できない場合には刃物、車両等を用いることを呼び掛けました。令和2年（2020年）中も、ISIL等の過激思想に影響を受けたとみられる者によるテロ事件が発生しました。また、ISILは、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況においても、刃物や車両等の身近な手段によるテロ事件を称賛するとともに、更なるテロの実行を呼び掛けました。

母国や第三国におけるテロ実行の危険性が指摘されていた外国人戦闘員らの残留者の一部は、コロナ禍の下で人の移動が制限されている中、継続して収容施設又は難民キャンプに収容されています。ISILによって繰り返される戦闘員奪還の指示や、コロナ禍を不安視した収容者による暴動が発生したとの報道があるなど、シリア国内の戦闘員収容施設のせい弱性も指摘されています。

一方、AQ^(注2)については、指導者のアイマン・アル・ザワヒリは、令和2年（2020年）中も反米・反イスラエルの思想を主張しています。中東、アフリカ等において活動するAQ関連組織は、現地政府・治安機関等を狙ったテロを行っているほか、オンライン機関誌等を通じて欧米諸国におけるテロの実行を呼び掛けるなどしています。このように、AQ等の脅威は継続しているといえます。



ISIL 新指導者
(AFP=時事)



AQがインターネット上に配信したオンライン機関誌
「ONE UMMAH」

(注1)：ISILは、アブ・イブラヒム・アル・ハシミ・アル・クラシと発表。国連安全保障理事会のISIL・AQ 制裁委員会は、制裁リストにおいて、アミール・ムハンマド・サイード・アブダル・ラフマン・アル・マウラと呼称している。

(注2)：Al-Qaeda(アル・カイダ)の略

■ 我が国や邦人を標的とする国際テロの脅威

平成25年（2013年）1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件、平成31年（2019年）4月のスリランカにおける連続爆破テロ事件等、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案が現実に発生していることから、**今後も、邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念**されます。

実際に、シリアにおける邦人殺害テロ事件では、ISILによって配信された動画において、日本政府がテロの標的として名指しされ、今後も邦人をテロの標的とすることが示唆されました。その後も、ISILはオンライン機関誌「ダービク」において、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指しました。

AQについても、平成24年（2012年）5月に米国が公開したオサマ・ビンラディン殺害時の押収資料によれば、「韓国のような非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべき」と同人が指摘していたことが明らかとなっているほか、米国で拘束中のAQ幹部ハリド・シェイク・モハメドの供述によれば、同人が、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に関与したことなども明らかになっています。こうした資料や供述は、米軍基地等の米国権益が多数存在する我が国にとってイスラム過激派によるテロの脅威の一端を明らかにしたものといえます。



スリランカにおける連続爆破テロ事件
(NurPhoto)

■ ホームグローン・テロリストの脅威等

欧米では、非イスラム諸国で生まれ、又は育った者が、ISILやAQ等によるインターネット上のプロパガンダに影響されて過激化し、自らが居住する国やイスラム過激派が標的とする諸国の権益を狙ってテロを敢行する、ホームグローン・テロリストによる事件が数多く発生しています。我が国においても、ISIL関係者と連絡を取っていると称する者や、インターネット上でISILへの支持を表明する者が国内に存在しており、ISILやAQ関連組織等の過激思想に影響を受けた者によるテロが日本国内で発生する可能性は否定できません。

これらの事情に鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえます。

第3章 国際テロ情勢

■ 警察庁国際テロ対策強化要綱について

厳しい国際テロ情勢の中、平成27年6月、改めてテロの未然防止及びテロへの対処体制の強化に取り組むため、東京大会の開催までのおおむね5年程度を目途として推進していくべき施策を「**警察庁国際テロ対策強化要綱**」として取りまとめ、決定・公表しました。

警察では、同要綱に基づき、情報収集・分析、水際対策、警戒警備、事態対処、官民連携といったテロ対策を推進しています。

■ 情報収集と捜査

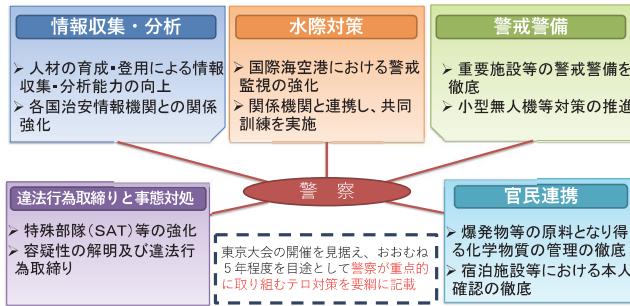
テロを未然に防止するためには、幅広い情報を収集して的確に分析することが不可欠です。警察では、警察庁警備局外事情報部を中心に各国治安情報機関等との連携を一層緊密化するなど、テロ関連情報の収集・分析を強化するとともに、その総合的な分析結果を、重要施設の警戒警備等の諸対策に活用しています。また、情報の収集・分析の結果、テロの実行に向けた動向を把握した場合や違法行為を認知した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処することとしています。

さらに、邦人や我が国の権益に関する重大テロが国外で発生した場合には、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援等のため、職員を現地に派遣することとしています。

■ 国際協力の推進

国際テロ対策を推進するためには、世界各国との連携・協力が必要不可欠です。平成31年(2019年)4月にはG7内務大臣会合がフランスのパリで開催されるなど、サミットや国連等の場において、政府首脳間、治安担当大臣間、警察・治安機関間等で諸対策に関する活発な議論がなされています。

警察庁では、テロ対策に関する二国間協力及び多国間協力を推進するため、例年、「二国間テロ対策協議」及び「地域テロ対策協議」を主催して協力関係の構築、情報交換、関連施設の視察等を行っています。また、独立行政法人国際協力機構（JICA）と「国際テロ対策セミナー」を共催し、アジア、中東、アフリカ等から治安機関担当者を招へいして、国際テロ対策に関するノウハウの提供を行っています。なお、コロナ禍で海外渡航が厳しく制限されたことに伴い、令和2年(2020年)中は、多くの各種国際会議等が延期又は中止されました。国際テロ対策の観点から、国際協力は極めて重要であり、今後とも積極的に推進していくこととしています。



警察庁国際テロ対策強化要綱の概要



G7内務大臣会合 (AFP=時事)

第3章 国際テロ情勢

■ 官民一体となったテロ対策

テロ対策は、警察による取組のみでは十分ではなく、関係機関、民間事業者、地域住民等と緊密に連携して推進することが望まれます。このため、警察では、テロ対策に関する様々な官民連携の枠組みに参画しています。

また、不特定多数の者が集まる施設、イベント等において、制服を着用した警察官による巡回の実施やパトカーの活動等により、「見せる警戒」を実施するとともに、施設管理者等に対して職員や警備員による自主警備を強化するよう働き掛けるなどして、テロへの警戒を強化しています。

さらに、テロリストが武器を入手できないようにするための取組も官民の連携により推進されており、警察では、銃砲刀剣類や火薬類を取り扱う個人や事業者に対し、銃刀法や火薬類取締法に基づく規制や指導を行っているほか、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に対し、関係省庁と協力して、販売時の本人確認を徹底するよう指示したり、不審な購入者への対処要領を教示したりしています。

さらに、旅館、インターネットカフェ、レンタカー、賃貸マンション、住宅宿泊事業等の事業を営む者に対しても顧客に対する本人確認の徹底等の働き掛けを行い、社会情勢の変化を踏まえながら、テロリストによる悪用の防止を図っています。

日本赤軍

日本赤軍は、平成13年4月、最高幹部・重信房子が日本赤軍の「解散」を宣言し、後に組織も「解散」を表明しました。しかし、過去に引き起こした数々のテロ事件をいまだに称賛していること、現在も7人の構成員が逃亡中であることなどから、「解散」はテロ組織としての本質の隠蔽を狙った形だけのものに過ぎず、テロ組織としての危険性がなくなったとみることはできません。

警察では、国内外の関係機関と連携を強化し逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組を推進しています。

「よど号」グループ

昭和45年（1970年）3月31日、故田宮高麿ら9人が東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入境しました。現在、ハイジャックに関与した被疑者5人及びその妻3人が北朝鮮にとどまっているとみられており（ハイジャックに関与した被疑者1人及びその妻1人は死亡したとされてますが、真偽は確認できていません。）、このうち3人に対し、日本人を拉致した容疑で逮捕状が発せられています。

警察では、「よど号」犯人らを国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対して身柄の引渡し要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めています。



国際手配中の日本赤軍メンバー



国際手配中の「よど号」グループ

第4章 外事情勢

北朝鮮の対日有害活動

情 勢

金正恩朝鮮労働党委員長兼國務委員會委員長（以下「金正恩委員長」という。）は、令和元年（2019年）末に開催された朝鮮労働党中央委員会第7期第5回全員会議において、制裁下においても「**自力更生**」によって**経済建設を推進する「正面突破戦**」へのまい進を呼び掛けました。しかし、令和2年（2020年）に入り、新型コロナウイルス感染症の防疫措置を講じた結果、外国との貿易が大幅に減少したことや、同年8月から同年9月にかけて、北朝鮮各地で大雨等による風水害が発生したことなどを受け、金正恩委員長は、同年10月10日に行われた朝鮮労働党創建75周年慶祝閱兵式における演説で、「我が人民が生活上の困難から抜け出すことができずにはいる」などと、経済事業で成果が現れていない現状に言及しました。

米朝関係について、北朝鮮は、同年7月10日付けの金与正朝鮮労働党中央委員会第一副部長の談話で、米国に対し、制裁解除を含む「対朝鮮敵視政策」の撤回を求める一方、相応する北朝鮮側の行動については、「非核化措置」ではなく「朝米協商再開」とするべきであると主張しました。これに対し、米国は、北朝鮮の非核化を追求する従前の姿勢を崩しておらず、**米朝の立場の隔たりは、依然として埋められていない状況にあります。**

また、南北関係について、北朝鮮は、韓国の脱北者団体が同年5月末に行ったビラ散布を捉えて対南強硬姿勢を強め、同年6月16日には、南北協力の象徴的な施設である**南北共同連絡事務所を爆破**しました。さらに、同年9月下旬には、北朝鮮による韓国の漁業指導船船員への銃撃事案が発生し、北朝鮮は、金正恩委員長が「非常に申し訳ない」と述べたとする内容を含む通知文を韓国に送付したとされるものの、韓国政府が要請する共同調査に応じる姿勢は示していません。

このほか、軍事面では、北朝鮮は、令和元年（2019年）に引き続き、令和2年（2020年）3月中に**短距離弾道ミサイルを4回にわたって発射**しました。また、北朝鮮は、「核戦争抑止力」をさらに強化する方針を打ち出し、朝鮮労働党創建75周年慶祝閱兵式では、**新型の大陸間弾道ミサイルや潜水艦発射弾道ミサイルとみられる兵器**を初めて公開しており、今後の動向を引き続き注視していく必要があります。



南北共同連絡事務所の爆破
(朝鮮通信=時事)



公開された新型の大陸間弾道ミサイルと
みられる兵器 (AFP=時事)

対日諸工作

朝鮮総聯は、令和2年（2020年）9月、中央委員会第24期第3回拡大会議を開催し、朴久好副議長を第一副議長に選出するなどの中央常任委員会人事が決定されました。また、許宗萬議長は、同会議の報告で、朝鮮総聯は、内外反動勢力による「継続的な共和国敵対視政策」と「反総聯策動」に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、結成以来の試練に直面しているとした上で、現状を開拓するため、組織基盤の強化を指示しました。今後も、各種宣伝活動や要請活動を行うなど、親北朝鮮世論の形成を目指した活動を展開するものとみられます。

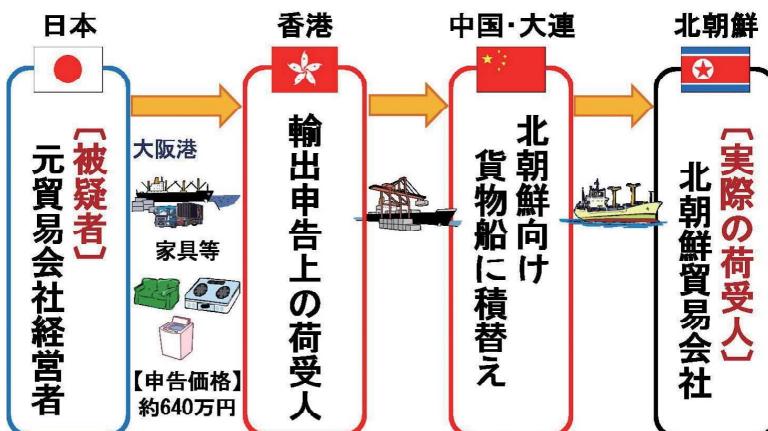
北朝鮮による諜報活動も依然として行われており、平成28年（2016年）2月、警視庁は、戦後53件目となる北朝鮮関係諜報事件を検挙しました。本事件では、被疑者が、韓国における協力者と連携するなどしながら、韓国の政界に関する情報を収集するなど、様々な活動を行っていたことが明らかとなっています。

対北朝鮮措置

我が国は、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、全ての品目について北朝鮮との間での輸出入禁止等の独自措置（対北朝鮮措置）を講じています。警察では、同措置の実効性を確保するため、平成18年以降、これまでに**41件**の不正輸出入事件を検挙しています。最近では、**家具等を香港及び中国・大連を経由させて北朝鮮向けに不正輸出した外国為替及び外国貿易法**（以下「外為法」という。）違反事件や、**北朝鮮産の酒類を中国を経由して航空機の手荷物として不正に輸出した外為法違反事件**を検挙しました。

北朝鮮向け不正輸出事件については、2か所を経由させる二重迂回の手口が用いられるなど、年々悪質化・巧妙化していることから、警察では、引き続き、関係機関と緊密に連携を図り、取締りを強化していくこととしています。

北朝鮮向け家具等の不正輸出事件



第4章 外事情勢

北朝鮮による拉致容疑事案等

警察では、令和2年末現在、日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）の**合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断**するとともに、拉致に関与したとして、**北朝鮮工作員等11人について逮捕状の発付を得て国際手配**を行っています。

また、拉致容疑事案以外にも、**北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案^(注)について、関係機関との連携を図りつつ、全国警察において徹底した捜査・調査**を進めており、同事案の真相を解明するために警察庁警備局外事情報部外事課に設置されている特別指導班が、都道府県警察を巡回・招致して、捜査・調査を担当する職員への具体的な指導、同事案の実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っています。

さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、御家族の意向等を勘案しつつ、積極的にDNA型鑑定資料の採取を実施してきているほか、広く国民から情報提供を求めるため、御家族の同意が得られたものについては、事案の概要等を各都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載しています。

北朝鮮による拉致容疑事案は、我が国の主権を侵害し、国民の生命・身体に危険を及ぼす治安上極めて重大な問題です。日本政府は、**全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、政府一体となって取り組んでいる**ところであり、警察では、被害者や御家族のお気持ちを十分に受け止め、全ての拉致容疑事案等の全容解明に向けて、関係機関と緊密に連携を図りつつ、関連情報の収集、捜査・調査に全力を挙げることとしています。

北朝鮮による拉致容疑事案	発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	国際手配被疑者
	昭和49年6月	福井県小浜市	高敬美さん（7）、高剛さん（3）	洪寿恵こと木下陽子
	昭和52年9月	石川県鳳至郡 (現 鳳珠郡)	久米 裕さん（52）	金世錦
	昭和52年10月	鳥取県米子市	松本 京子さん（29）	
	昭和52年11月	新潟県新潟市	横田 めぐみさん（13）	
	昭和53年6月頃	兵庫県神戸市	田中 実さん（28）	
	昭和53年6月頃	不明	田口 八重子さん（22）	
	昭和53年7月	福井県小浜市	地村 保志さん（23） 地村（旧姓：濱本）富貴恵さん（23）	H14.10帰国 辛光洙
	昭和53年7月	新潟県柏崎市	蓮池 薫さん（20） 蓮池（旧姓：奥土）祐木子さん（22）	H14.10帰国 通称チエ・スンチョル 通称ハン・クムニョン 通称キム・ナムジン
	昭和53年8月	鹿児島県日置郡 (現 日置市)	市川 修一さん（23） 増元 るみ子さん（24）	
	昭和53年8月	新潟県佐渡郡 (現 佐渡市)	曾我 ひとみさん（19） 曾我 ミヨシさん（46）	H14.10帰国 通称キム・ミョンスク
	昭和55年5月頃	欧州	石岡 亨さん（22） 松木 薫さん（26）	森順子 若林（旧姓：黒田）佐喜子
	昭和55年6月	宮崎県宮崎市	原 救晁さん（43）	辛光洙 金吉旭
	昭和58年7月頃	欧州	有本 恵子さん（23）	魚本（旧姓：安部）公博

(注)：警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方は、令和2年末現在、875人

中国の対日有害活動

情 勢

■ 新型コロナウイルスの感染拡大

令和元年（2019年）12月頃に中国武漢市で確認された原因不明の肺炎は、令和2年（2020年）1月、新型のコロナウイルスによるものと判明しました。春節による大規模な人の移動もあり、感染は中国全土に急速に拡大しました。^{しゅうきんぺい}習近平国家主席は、感染症封じ込めに関する指示を出すとともに移動制限等の措置をとりましたが、感染は世界各地に広りました。また、同年3月に予定されていた第13期全国人民代表大会第3回会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、同年5月に延期して開催され、^{りこくきょう}李克強首相は、「感染はいまだ終息していない」との認識を示しました。このような中で、中国政府は同年6月、新型コロナウイルスに関する白書を公表し、中国が世界の公共衛生のために重要な貢献をしたと強調しました。



全人代に出席する習近平国家主席
(AFP=時事)

■ 日中関係

令和2年（2020年）3月、日中両政府は、同年4月上旬に予定していた習近平国家主席の国賓来日について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を優先すべきと判断し、延期を決定しました。同年9月、安倍晋三首相（当時）の辞任を受けて就任した菅義偉首相は、習近平国家主席と初めて電話会談を行い、今後も首脳間等ハイレベルで、二国間、地域及び国際社会の諸課題について緊密に連携していくことで一致しましたが、延期された習近平国家主席の国賓来日については、協議されませんでした。



日中電話会談後、会見する菅首相
(時事)

■ 米中対立

令和2年（2020年）1月、米中両政府は、貿易交渉をめぐる対立収束のため、「第一段階」の合意文書に署名しました。しかし、米国は、中国が新型コロナウイルスを拡散したと非難しているほか、中国の通信機器メーカー等の製品を扱う企業と米政府機関との取引を規制しました。また、中国の少数民族に対する人権侵害や香港国家安全維持法の施行を受けて、それぞれに関与した中国当局者等への制裁を可能とするなどの対応を取りました。

こうした米国の対応について、中国は強く反発しています。



ポンペオ米国務長官
(AFP=時事)

第4章 外事情勢

尖閣諸島をめぐる対応

平成24年9月に日本政府が尖閣諸島のうち魚釣島、北小島及び南小島の3島の所有権を取得して以降、中国公船は、尖閣諸島周辺海域への接近を繰り返すようになり、同月以降これまでの中国公船の領海侵入日数は延べ286日となりました。中国公船による尖閣諸島周辺海域の接続水域の航行は活発化しており、同海域の連続航行日数は、令和2年4月から同年8月にかけて、過去最長となる111日を記録しました。

また、令和2年（2020年）5月以降、中国公船が尖閣諸島周辺海域で日本漁船に接近するなどの事案が連続して発生しました。同年10月に発生した接近事案の際に中国公船は、日本漁船に断続的に接近しながら57時間以上にわたり領海侵入を続け、日本政府が尖閣諸島3島の所有権を取得して以降、連続した領海侵入時間としては過去最長を記録しました。中国は、尖閣諸島周辺に公船等を継続的に派遣し、我が国の領海への侵入等を繰り返すことで、既成事実化を図る狙いがあるものとみられます。



海上保安庁の巡視船と中国公船
(時事) 提供：海上保安庁

対日諸工作等

令和2年（2020年）1月、米国司法省は、世界の研究者を好待遇で集める中国の人材プログラム「千人計画」への参加をめぐり、米国当局に虚偽の説明をしたとして、ナノテクノロジーの世界的権威として知られる米ハーバード大学の教授を起訴したと発表しました。また、米国当局は、同年7月にも、シンガポール人男性が中国情報機関関係者からの指示を受けて、SNSを通じて知り合った米国人から機密情報を入手したことを認めたと発表しており、諸外国における中国の様々な情報収集活動が明らかになっています。

中国は、**我が国においても、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に技術者、研究者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集活動を行っているほか、政財官学等の各界関係者に対して積極的に働き掛けるなどの対日諸工作を行っているものとみられます。**近年では、中国政府、企業、大学等の関係者が、先端科学技術を有する我が国の企業等を積極的に訪問するとともに、**あらゆる機会を通じて中国への進出や共同研究、技術提供を働き掛ける**などの動向がみられます。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、こうした動向に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うことで、情報・技術の流出を防ぐこととしています。

ロシアの対日有害活動

情 勢

■ 日露関係

我が国は、ウクライナ危機以降、対ロシア制裁を継続する一方で、**日露間の対話は継続**しています。令和2年中、安倍首相（当時）とプーチン大統領は、電話による首脳会談を2回行いました。また、同年9月、菅首相は就任後初めて、プーチン大統領と電話による首脳会談を行い、平和条約締結交渉を継続することを確認しました。他方で、同年4月、プーチン大統領が、ロシアにおける第二次世界大戦終結日を、従前の9月2日から、旧ソ連時代に「対日戦勝記念日」としていた同月3日に変更する法案に署名するなど、ロシアは我が国に対し、硬軟織り交ぜた姿勢を見せています。

■ ロシアをめぐる情勢

ロシアは、米国を始めとする欧米諸国との対立を続けつつ、ウクライナやシリアに対する政治的・軍事的関与を継続しています。国内では、令和2年（2020年）7月に行われた憲法改正の結果、プーチン大統領は、最長で令和18年（2036年）までの続投が可能となりましたが、憲法改正等に反対する抗議活動も各地で行われました。



ロシア国内における抗議活動
(写真：AP / アフロ)

対日諸工作等

近年、世界各地でロシア情報機関の関与が疑われるスパイ事件が摘発されている中、我が国においても、ロシア情報機関員が、大使館員等の身分で入国し、情報収集活動を繰り返しています。警視庁は、通信関連会社の元社員が、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部代表代理（当時）に唆され、同社の営業秘密である機密情報を不正に領得したとして、**令和2年5月までに両人を不正競争防止法違反（営業秘密の領得）で検挙しました**。この事件を含め、警察では、平成3年（1991年）のソ連崩壊以降、令和2年までに10件の違法行為を摘発しており、今後も我が国の国益が損なわれることのないよう、引き続き、情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うことで、情報・技術の流出を防ぐこととしています。

第4章 外事情勢

経済安全保障等に関する取組

先端技術の流出防止

我が国の企業、研究機関等が保有する高度な技術情報等は、諸外国の情報収集活動の対象となっており、技術情報等の流出防止に向けた対策が求められています。

最近では、**大阪府警察が、中国企業の社員とSNSを通じ接触を受けて大手化粧品メーカーの営業秘密である機密情報を漏洩したとして、令和2年10月に同メーカーの元社員を不正競争防止法違反（営業秘密侵害）で検挙しました。**

警察では、経済安全保障等の観点から、産学官連携による技術情報等の流出防止対策を推進するとともに、関係機関との連携を緊密にし、流出に対する取締りを強化することで、引き続き先端技術を含む技術情報等の流出を効果的に防止していくこととしています。



産学官連携による技術情報等の
流出防止対策イメージ

大量破壊兵器関連物資等の不正輸出対策

大量破壊兵器関連物資等の拡散は、我が国のみならず国際社会における安全保障上の重大な脅威となっていることから、警察では、我が国からの**大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを推進**しており、戦後これまでに**37件の不正輸出事件を検挙**しています。

我が国は、国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器関連物資等の拡散を阻止するため、国際法及び各国内法の範囲内で参加国が共同して執り得る措置を検討・実践する国際的な取組である「拡散に対する安全保障構想（PSI）^(注)」に、平成15年の発足当初から積極的に参画しています。



PSI訓練の状況
(令和元年7月、韓国)

(注): Proliferation Security Initiativeの略

不法滞在対策

我が国に存在する不法残留者の数は、令和2年7月1日時点、**8万2,616人**とされており、同年1月1日時点と比べて、276人減少しました。不法残留者の内訳は、国籍別ではベトナム、韓国及び中国が、在留資格別では短期滞在及び技能実習が、大きな割合を占めています。

不法残留者の増加に伴い、**偽造技術の向上による精巧な偽造証明書等の流通**が懸念されています。不法残留者の多くは、警察や出入国在留管理官署による摘発を逃れるため、偽造証明書等を使用して在留資格を偽るなどして、不法に就労しているとみられるほか、在留資格に応じた活動でないことを承知の上で、外国人に仕事をあっせんするブローカーや、資格外活動の許可の範囲を逸脱して外国人を稼働させる雇用先も存在するなど、不法滞在や不法就労等の手口も悪質化・巧妙化しています。

こうした中、**警察において取締り**を実施した結果、令和2年中の**来日外国人に係る出入国管理及び難民認定法違反の送致人員と同法第65条による入国情備官への引渡し人員の合計は5,286人**となりました。

警察では、引き続き不法滞在者の摘発を推進するとともに、不法滞在や不法就労等の手段である旅券・在留カード等の偽変造、虚偽申請等に係る犯罪に対する取締りを強化することとしています。

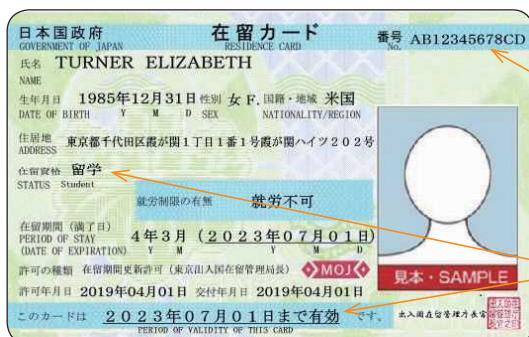


偽造在留カード事件の捜査
(2月、沖縄)



不法残留事件の捜査
(4月、石川)

【在留カードの見方】



「在留カード番号」
出入国在留管理庁のウェブサイトから在留カード番号の有効性が確認できます。

「在留資格」、「有効期限」等が確認できます。
不法滞在者にはカードは交付されません。

第5章 公安情勢

右翼及び右派系市民グループ

右翼の動向

右翼は、**領土問題、歴史認識問題等を捉え、活発な街頭宣伝活動等に取り組みました。**

中国をめぐっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を捉え、「新型コロナウイルスの元凶は中国である。日本のみならず世界中にまでウイルスをまん延させた中国の責任は重い」などと批判しました。

ロシアをめぐっては、ロシアの憲法改正案に領土の割譲に関する交渉の禁止が盛り込まれたことを捉え、「北方領土は我が国の領土であり、不法占拠しているのはロシアである。ロシアの身勝手な行動に左右されることなく、北方領土の返還を求めていかなければならない」などと主張しました。

韓国をめぐっては、慰安婦問題や韓国が竹島を不法占拠していることを捉え、「従軍慰安婦問題は事実無根、竹島占拠は国際法上の違法行為である」などと批判しました。

北朝鮮をめぐっては、令和2年（2020年）3月、弾道ミサイルが繰り返し発射されたことを捉え、「全世界が新型コロナウイルス感染症の対策をとっている中、北朝鮮がミサイルを発射する行為は、全世界を敵に回す挑発行為である」などと批判しました。

国内では、新型コロナウイルス感染症の対応を捉え、「緊急事態宣言の発令や解除にしろ、政府のやることは全てが遅すぎる」などと批判したほか、菅内閣発足を捉え、憲法改正への期待感を示した一方、一部は「安倍政権を継承する菅政権には、何一つ期待できない」などと批判しました。

また、一部の右翼は、資金獲得を目的に、**企業に対する執ような街頭宣伝活動を行っています。**令和2年中にその対象となった企業は延べ約230社（実数約30社）に上っています。

右翼は、今後も内外の諸問題に敏感に反応し、関係諸国、我が国政府、企業等に対する抗議活動を執ように行うものとみられ、その過程で、外国要人、外国公館、政府要人、政府機関等に対する「テロ、ゲリラ」事件や企業等に対する違法行為を引き起こすおそれがあります。



街頭宣伝活動を行う右翼（8月、東京）

違法行為の取締り

令和2年中、右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生はありませんでした。

令和2年中の右翼運動に伴う事件^(注)の検挙状況、恐喝事件や詐欺事件等の資金獲得を目的とした事件の検挙状況並びに右翼及びその周辺者からの銃器押収状況は、下表のとおりであり、悪質な資金源犯罪が後を絶たない状況にあります。

警察は、銃器犯罪や資金獲得等を目的とした違法行為に対し、様々な法令を適用した取締りを行い、右翼によるテロ等重大事案の未然防止に努めています。

右翼運動に伴う事件の検挙	62件 85人
資金獲得を目的とした事件の検挙	40件 42人
右翼及びその周辺者からの銃器押収	3丁

右翼による違法行為の検挙状況等

街頭宣伝車対策の推進

市民の平穏な生活を害する悪質な街頭宣伝活動に対しては、その内容や形態を捉え、徹底した取締りを行っており、令和2年中、威力業務妨害罪等により**12件22人**を検挙しました。



街頭宣伝活動に対する取締り（1月、静岡）



街頭宣伝活動に対する取締り（9月、大阪）

(注)：右翼が街頭宣伝活動、抗議活動等を行う過程で引き起こした事件

第5章 公安情勢

右派系市民グループをめぐる情勢と警察の対応

■ 右派系市民グループをめぐる情勢

極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、令和2年中、**領土問題や拉致問題といった、我が国と韓国や北朝鮮との間の問題を捉え、各地でデモや街頭宣伝活動に取り組み、全国におけるデモは約10件行われました。**

また、その活動に対して反対する勢力が、右派系市民グループの過激な言動をヘイトスピーチであると批判するなど、抗議行動に取り組みました。

右派系市民グループは、今後も引き続き、自らの言動に対する批判やヘイトスピーチ解消法を意識しつつ、内外の諸問題に敏感に反応し、デモや外国公館等に対する抗議行動を通じて、自らの主張を訴えるものとみられ、その過程で、反対する勢力とのトラブルに起因する違法行為の発生が懸念されます。



右派系市民グループのデモ（6月、東京）

■ 違法行為の取締り

警察では、平成28年（2016年）6月に施行された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律を踏まえ、ヘイトスピーチといわれる言動やこれに伴う活動について違法行為を認知した際には、法と証拠に基づき、厳正に対処しているほか、右派系市民グループとそれに反対する勢力とのトラブルから生じる違法行為を未然に防止するため、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じています。

極左暴力集団

暴力革命による共産主義社会の実現を目指している極左暴力集団は、組織の維持・拡大をもくろみ、暴力性や党派性を隠し、社会情勢を捉えて、反戦・反基地運動等に取り組むとともに労働運動や大衆運動にも介入しています。一方で、引き続き調査活動に伴う違法行為や「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがあります。

革マル派

革マル派は、令和2年9月から、創始者である黒田寛一前議長（故人）の著作を集成した「黒田寛一著作集」（全40巻）の刊行を開始したほか、「黒田思想をわがものに強大な前衛党を建設しよう」などと主張するなど、**黒田前議長が提唱した理論の学習や同理論に依拠した「組織建設」を訴えました。**

労働運動では、連合及びその加盟労組の指導部に対する批判を展開し、そのうち一部の労組が主催する全国集会の会場周辺で、参加者に対して、同派への結集を呼び掛けるなどして勢力の拡大を図りました。

大衆運動では、「コロナ危機を利用した憲法改悪の攻撃を断固として打ち碎け」などと改憲阻止を強く主張し、政権打倒を訴えて、独自の集会、デモに取り組みました。また、大衆団体が主催する抗議行動に活動家を動員し、自派の主張を訴えました。普天間飛行場の移設に対しては、「辺野古新基地建設を阻止せよ」などと主張して、現地で取り組まれる抗議行動に活動家を動員しました。同派は、こうした取組を通じて自派の主張を展開し、勢力の拡大を図りました。

一方、同派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（JR総連）と東日本旅客鉄道労働組合（JR東労組）については、同年2月にJR東労組の一部組合員が脱退して新労組を結成する動きがあったものの、同年6月にJR総連及びJR東労組はそれぞれ定期大会を開催し、引き続き、同派創設時の副議長である松嶋明元JR東労組会長（故人）が提唱した労働運動理論に基づき組合活動を進めていく方針を決定しました。同派は、今後も**黒田前議長の「遺志」継承を訴えながら、組織の維持・拡大を図るものとみられます。**



革マル派のデモ（10月、東京）

第5章 公安情勢

中核派

中核派は、令和2年9月、2年ぶりに革共同政治集会を開催しました。同集会では、**清水丈夫議長が約50年ぶりに公の場に姿を現し、「旧政治局の誤りが深刻な党的危機と混乱をもたらしました。その責任は私にあります」などと発言し、平成27年以降の指導が誤りであったことを認めました。**また、秋月丈志書記長が、引き続き、**「非合法・非公然の党の建設を推進しよう」と訴えました。**

労働運動では、「国鉄闘争」を「不動の基軸」に据えて、令和2年7月及び同年11月に全国集会をそれぞれ開催し、「闘う労働組合の再生をめざすことなどを主張しました。

大衆運動では、改憲阻止を最重要課題に掲げて、平成30年に発足を宣言した「改憲・戦争阻止！大行進」運動の下で結成された地方組織が、各地で集会、デモに取り組みました。

また、若者の獲得に向け、SNSや動画共有サイトを勧誘活動に積極的に活用しました。同派系の全日本学生自治会総連合（全学連）は、全国の大学での「学生自治会建設」に向け、コロナ禍における学費無償化を訴えるデモ等に取り組み、勢力の拡大を図りました。

同派は、今後も**「国鉄闘争」を中心に、改憲阻止等を闘争の課題とする活動を継続し、組織の維持・拡大を図るものとみられます。**

革労協

革労協主流派は、成田闘争に重点を置き、三里塚芝山連合空港反対同盟（以下「反対同盟」という。）北原グループが主催する集会、デモに参加するとともに、独自のデモにも取り組みました。また、政府による新型コロナウイルス感染症の対応を捉え、「緊急事態宣言発令弾劾」、「戒厳令態勢形成粉碎」などと主張し抗議活動に取り組みました。

革労協反主流派は、反戦・反基地闘争に重点を置き、自衛隊演習場における米軍の実弾射撃訓練や普天間飛行場の名護市移設を批判し、集会、デモに取り組みました。また、原



中核派のデモ（11月、東京）



革労協反主流派のデモ（10月、沖縄）

第5章 公安情勢

子力発電所の建設に反対し、現地に活動家を動員してデモ等に取り組みました。

両派は、今後も組織の維持・拡大を図るとともに、それぞれが取り組む闘争課題の情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがあります。

成田闘争

成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）と反対同盟北原グループとの間では、空港関連施設の建設工事に影響を与える耕作農地の土地明渡し裁判等が依然として係属中であり、同グループ及びこれを支援する極左暴力集団は、これら裁判の開廷日を捉えて、集会、デモに取り組みました。また、平成30年3月、国、千葉県、空港周辺市町及び空港会社で構成される四者協議会において、既存滑走路の延伸等により空港の発着容量を年間50万回とする、更なる機能強化について合意がなされ、令和2年1月、同合意に基づく施設変更申請が許可されました。こうした動きに対し、同グループ及びこれを支援する極左暴力集団は、「空港機能強化策粉碎」などと主張して、反対行動に取り組みました。

極左暴力集団は、今後も成田闘争に取り組み、空港関係者、空港関連施設等に対する違法行為を引き起こすおそれがあります。

極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査やマンション、アパート等にある非公然アジトの発見に向けた活動を推進するとともに、ウェブサイトをはじめとする各種媒体を活用した、警察の捜査への協力を求める広報活動を推進しています。

令和2年中は、虚偽内容の国民健康保険被保険者証を使用し、金融機関から通帳等を騙し取ったとして革マル派活動家を逮捕（2月、奈良・神奈川）したほか、虚偽内容の運転免許証を使用して特別定額給付金を申請するなどした中核派非公然活動家を逮捕（10月、警視庁）するなど、極左活動家等10人を検挙しました。

警察では、引き続き、国民の理解と協力を得ながら、極左暴力集団による違法行為の取締りを徹底することとしています。

極左暴力集団 指名手配



指名手配被疑者の発見・通報を訴えるポスター

第5章 公安情勢

オウム真理教

教団の現状

オウム真理教（以下「教団」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）への絶対的帰依を強調する「Aleph(アレフ)」をはじめとする主流派と松本の影響力がないかのように装う「ひかりの輪」を名のる上祐派が活動しています。

現在、教団は、**15都道府県に31か所の拠点施設**を有し、信者数は、合計で**約1,650人（出家約250人、在家約1,400人）**とみられます。

主流派は、平成30年7月の松本の死刑執行後も依然として松本を「尊師」と尊称し、**松本への絶対的帰依を強調して「原点回帰」路線**を徹底しています。同派では、松本の二男の教団復帰をめぐる動向に端を発した内紛が依然として継続しているとみられ、信者の一部は、松本及び同人の説く教義を基盤としながら、「Aleph(アレフ)」とは一定の距離を置いて活動を継続しています。

令和2年中は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、同年2月以降、集中セミナー等の大規模行事を中止しましたが、同年5月の緊急事態宣言解除後は活動を徐々に活発化させ、勧誘活動も再開しました。

また、松本の遺骨等の引き取り手をめぐって、松本の家族間で争いがあり、裁判が係属中です。

一方、上祐派は、同派のウェブサイトに旧教団時代の反省・総括の概要を掲載して松本からの脱却を強調するなど、**松本の影響力がないかのように装って活動**しているほか、「開かれた教団」や組織の刷新をアピールするなどしています。

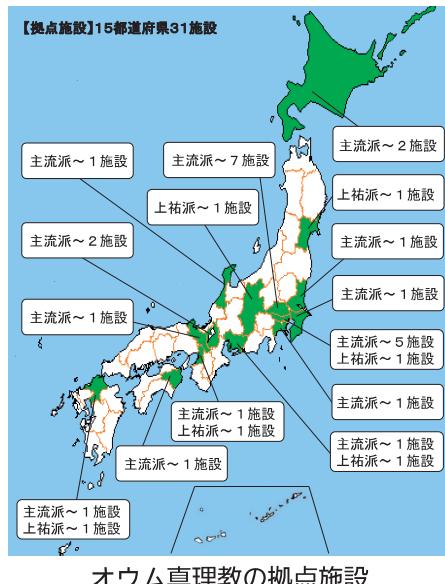
同派も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、活動を抑制する動きがありましたが、「コロナ感染防止のための免疫力向上にヨガが良い」などと、教団への興味を促す動画をインターネット上に掲載するなどしています。

なお、平成27年に更新された団体規制法に基づく観察処分の決定については、主流派及び上祐派が同決定の取消しを求める行政訴訟を東京地方裁判所に提起し、最高裁判所まで争われましたが、両派の上告はいずれも棄却されています。

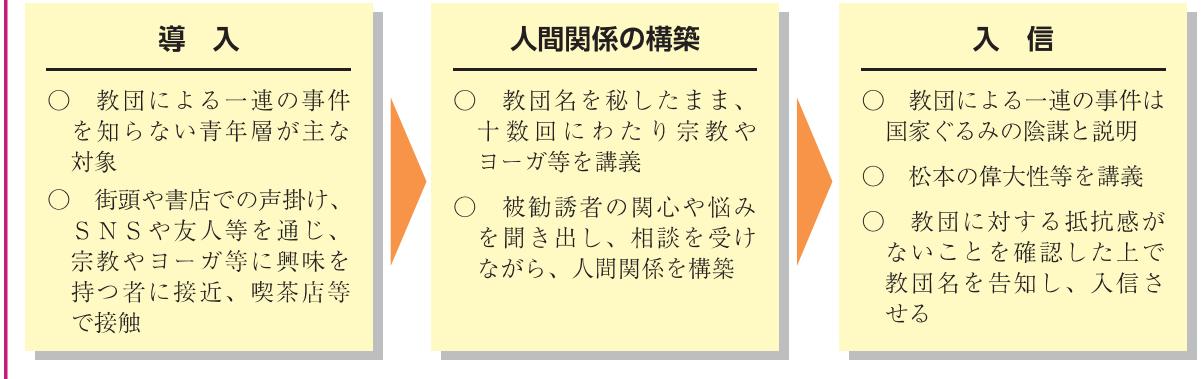
組織拡大に向けた動向

主流派は、教団名を秘匿し、街頭や書店における声掛けのほか、SNSを利用しながら、青年層を中心に、ヨガ、占い、精神世界等に興味を持つ者と接触を図り、**ヨガ教室に勧誘**するなどして新規信者を獲得しています。

一方、上祐派は、各拠点施設で開催している「上祐代表説法会」や、各地の神社仏閣等を訪問する「聖地修行」等の行事について、**ウェブサイトを通じて、参加を呼び掛ける**などし、信者獲得を図っています。



【事例】主流派「Aleph(アレフ)」による勧誘活動



オウム真理教対策の推進

教団は、依然として松本及び同人の説く教義を存立の基盤とするなど、その本質に変化がないと認められることから、警察では、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進しています。

令和2年中は、団体規制法に基づく公安調査庁の立入検査に際し、検査対象物件を施設内で隠匿し、検査を困難な状況にした上祐派出家信者1人を団体規制法違反(検査忌避)で逮捕しました(2月、福岡)。

また、地下鉄サリン事件から25年が経過し、教団に対する国民の関心が薄れ、一連の凶悪事件に対する記憶が風化することなどにより、教団の本質が正しく理解されないことも懸念されます。そのため、警察では、教団の勧誘対象となりやすい若い世代への啓発活動に取り組むほか、住民や地方自治体等に対して教団の現状や組織的違法行為の検挙事例等を積極的に広報するとともに、教団施設周辺の地域住民の安全・安心を確保するため、その要望も踏まえ、教団施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を実施しています。



広報用チラシ

オウム真理教による主な事件

事件名	発生日	死者数及び負傷者数
① 弁護士一家殺害事件(殺人)	平成元年11月4日	死者3人
② 松本サリン事件(殺人・殺人未遂)	平成6年6月27日	死者8人 負傷者約140人
③ 公証役場事務長逮捕監禁致死事件(逮捕監禁致死・死体損壊)	平成7年2月28日	死者1人
④ 地下鉄サリン事件(殺人・殺人未遂)	平成7年3月20日	死者13人 負傷者5,800人以上 ※オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律に基づき給付金の支給を受けた被害者数

第5章 公安情勢

日本共産党

日本共産党第28回大会の結果

日本共産党は、令和2年1月、第28回党大会を開催しました。

今回大会では、16年ぶりに**日本共産党綱領の一部を改定**しました。志位和夫委員長は、中国について、「大國主義・霸權主義の誤りをいっそう深刻にする行動をとっている」と批判し、「社会主義をめざす新しい探究が開始」された国とするこれまでの中国に対する評価等を削除したほか、日本における共産主義への前進を目指す取組に関し、「発達した資本主義国での社会変革は、社会主义・共産主義への大道である」と訴えました。このほか、現在の諸情勢に即して、「ジェンダー平等」や「原発ゼロの日本」などを新たに記載しています。



報告を行う志位委員長
(写真提供：共同通信社)

中央委員会の人事では、志位委員長、小池晃書記局長が再任され、「志位－小池」体制が維持されました。また、市田忠義、緒方靖夫、田村智子、浜野忠夫、山下芳生の各副委員長が再任されるとともに、新たに倉林明子中央委員が副委員長に加わりました。その中でも、山下副委員長については、共産党の規約にはないポストである「筆頭副委員長」に据えられ、「書記局長と同等の立場で委員長を補佐」することとなりました。また、田村副委員長を女性では史上初めてとなる政策委員会責任者に据えるなど、女性幹部の登用が目立つものとなりました。

なお、不破哲三前議長は、引き続き常任幹部会委員に選任されました。

大会決議では、史上初めて、党建設に関する独立した決議が設けられ、「**党創立100周年（令和4年）までに野党連合政権と党躍進を実現する強く大きな党の建設をめざす**」として、党員数と機関紙購読者数を第28回党大会時比で130%とする目標等が示されました。共産党の党員数は27万人余、機関紙購読者数は約100万人と発表されました。党員数は前回大会に比べ約3万人減少し、機関紙購読者数は前回大会に比べ約13万人減少しました。

党勢拡大に向けた取組

共産党は、令和2年1月の第28回党大会で示した目標の達成に向けて、党大会直後から、「しんぶん赤旗」紙面で、党員に対する党勢拡大への取組を指示し始め、同年2月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中でも党員拡大の指示を出し続けました。しかし、党員数は、党大会後から同年5月までの間に2,837人減少し、機関紙購読者数（電子版を除く）も同年2月から同年5月までの間に1,768人減少しました。こうした中、共産党は、同年6月2日から同年9月30日までの4か月間を「党員拡大を中心とする党勢拡大特別月間」（以下「特別月間」という。）に設定し、党員数拡大と機関紙購読者数拡大の2点を目標に、集中的に取り組みました。

共産党は、同年10月に開催した全国都道府県委員長会議において、特別月間の結果について、2,790人が入党を申し込んだほか、機関紙購読者数が日刊紙で736人、日曜版で2,832人、電子版（日刊紙）で340人が、それぞれ増加したと発表し、志位委員長は、「党建設で、長期にわたる後退傾向を抜け出し、前進に転ずる重要な“足掛かり”を築いた」と評価しました。

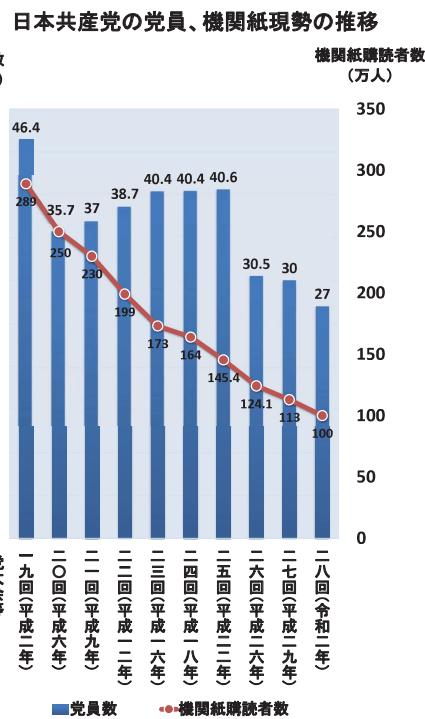
共産党は、党創立100周年に向けて、今後も党建設を重視し、党勢拡大の取組を強化していくものとみられます。

全国労働組合総連合の動向

全国労働組合総連合（以下「全労連」という。）は、令和2年5月、都内で「9条改憲反対！戦争法廃止！辺野古新基地建設阻止！安倍政権は退陣を！」などのスローガンを掲げ、「第91回中央メーデー」を開催し、式典の様子をインターネットで配信しました。共産党の志位委員長は、動画メッセージでの来賓挨拶において連帯の重要性を訴えました。

また、同年7月、第30回定期大会をオンラインで開催し、志位委員長が動画メッセージの来賓挨拶において、「野党連合政権をつくるために、ともに力をあわせて頑張りぬこう」などと訴えました。

全労連は、今後も引き続き、国が進める労働政策に反対する運動のほか、憲法改正に反対する運動に取り組んでいくものとみられます。



第5章 公安情勢

大衆運動

沖縄県内における反基地運動

大衆団体等は、普天間飛行場の名護市辺野古移設反対を訴え、移設先であるキャンプ・シュワブのゲート前や工事関係先である港で抗議行動に取り組んだほか、県内の米軍基地の撤去を訴え、普天間飛行場をはじめとする米軍基地の周辺で抗議行動に取り組みました。県内のこうした反基地運動に伴って、警備に当たる警察官に暴行を加えた公務執行妨害罪等の違法行為も発生しており、沖縄県警察では、令和2年中、6件延べ13人を検挙しました。

大衆団体等は、今後も引き続き、普天間飛行場の辺野古移設等を捉え、反基地運動に取り組むものとみられます。



移設工事に対する抗議行動（6月、沖縄）

（写真提供：共同通信社）

憲法改正・原子力政策をめぐる反対運動

大衆団体等は、憲法改正反対を訴え、令和2年5月、国会議事堂前で「許すな！安倍改憲発議！平和といのちと人権を！5.3憲法集会2020」に取り組み、集会の様子をインターネットで配信したほか、同年11月には国会議事堂前に**約3,000人（主催者発表）**を集め、「平和といのちと人権を！11.3大行動憲法が生きるコロナ後の社会」に取り組みました。

また、反原発を訴え、毎週金曜日に全国各地で抗議行動に取り組んだほか、同年9月には日比谷公園に1,300人（主催者発表）を集め、「9.18さようなら原発首都圏集会」に取り組みました。

大衆団体等は、今後も引き続き、憲法改正や原子力政策といった様々な政策や社会問題を捉えた反対運動に取り組むものとみられます。



動画投稿サイトに配信して開催される
憲法改正に対する抗議行動
(5月、東京)（写真：毎日新聞社/アフロ）



原発再稼働反対を訴える抗議行動（9月、大阪）
（写真：毎日新聞社/アフロ）

東京大会をめぐる反対運動

国内の反グローバリズムを掲げる勢力や大衆団体、一部の極左暴力集団による、反五輪を訴えるネットワークの関係者は、令和2年7月、延期が決定した東京大会の開幕まで1年となることを捉えて、大会の中止を訴える集会やデモ等に取り組みました。

極左暴力集団は、機関紙等で「治安弾圧を強化して、ナショナリズムを煽動・組織するオリ・パラを粉砕しよう」などと主張しました。

東京大会をめぐるこのような抗議行動は、今後、活発化していくものとみられます。



東京大会に対する抗議行動（7月、東京）
(写真：ロイター/アフロ)

反グローバリズム運動

国外の反グローバリズムを掲げる勢力は、令和2年（2020年）1月、スイスで開催された世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）に対し、数百人を集めた抗議行動に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降は、インターネット上において、国際会議等の開催を捉えたアピール行動や経済のグローバル化に反対する討論会等に取り組んでおり、国内の反グローバリズムを掲げる勢力も、その取組に参加するなど、国際的な連携の維持・強化を図りました。

反グローバリズムを掲げる勢力は、今後も、経済のグローバル化を推進する国際会議等に対し、抗議行動に取り組んでいくものとみられます。

我が国の捕鯨をめぐる反対運動

環境保護団体シー・シェパード（Sea Shepherd）は、令和2年8月、我が国で行われている捕鯨業を捉えて、「虐殺への抗議を継続するため、戦略を立て直している」などと表明しました。

また、和歌山県太地町のイルカ漁をめぐっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、同団体が現地に活動家を派遣するような動向はみられなかつたものの、太地町での漁解禁に合わせ、反捕鯨活動家等が世界数か国で反イルカ漁キャンペーンを行い、国内でもこれに連帯する抗議行動が取り組まれました。

警察では、**太地町特別警戒本部を設置して警戒活動を推進**しているほか、法務省出入国在留管理庁等と連携して**水際対策を推進**しています。シー・シェパード等の環境保護団体は、今後も我が国の捕鯨業をめぐり、様々な抗議行動に取り組むものとみられます。



警戒活動の拠点となる現地警戒所を新設
(2月、和歌山)

第6章 警備実施

警察の集団警備力

機動隊等

機動隊は、集団警備力の中核として、集団不法事案、「テロ、ゲリラ」事件に対する治安警備や台風、地震等の災害警備に当たるほか、必要に応じて、集団警備力を活用した雑踏警備、集団警ら、各種一斉取締り等を行う常設部隊です。

機動隊の任務

集団警備力の中核としての活動

- 集団不法事案に対する治安警備
- 主要な警衛・警護警備、災害警備 等

集団警備力の特性を生かした活動

- 繁華街、歓楽街等における集団警ら
- 暴力団や暴走族の一斉取締り 等

専門部隊による活動

- 爆発物事件等の現場における危険物の処理
- 海や山等での遭難者の捜索及び救助 等

機動隊

集団警備力によって有事即応体制を保持する常設部隊

【専門部隊】

銃器対策部隊、NBCテロ対応専門部隊、爆発物対応専門部隊、原発特別警備部隊、水難救助部隊、レスキュー部隊 等

管区 機動隊

平常時には、地域、刑事、交通等の勤務につきながら、機動隊に準じた形で警備訓練を行い、大規模警備等においては府県を越えて広域運用される部隊

第二 機動隊

警察署勤務員等から指定され、機動隊を補完して警備実施に当たる部隊

都道府県警察には、機動隊のほか、これを補完し、又は都道府県警察相互の援助体制を確保するため、**管区機動隊**、**第二機動隊**等が設置されており、また、各種警察事案に対応できるよう専門部隊が編成されています。

さらに、国境離島への不法上陸事案等への対処能力の強化のため、令和2年（2020年）4月、沖縄県警察に、自動小銃やヘリコプター等の装備資機材を備えた**国境離島警備隊**を設置しました。



機動隊等による各種警備活動

テロ対処部隊等

警察では、ハイジャック、重要施設占拠等の重大テロ事件等を鎮圧するため、**特殊部隊 (S A T : Special Assault Team) (約300人)** を8都道府県警察に設置しています。

また、銃器等使用事案が発生した場合に対処する部隊として、全都道府県警察に**銃器対策部隊 (約2,100人)** を設置しています。

このほか、N B Cテロ^(注1) 事案の発生に備えて**N B Cテロ対応専門部隊**^(注2) 又は**N B Cテロ対策部隊 (約600人)** を、爆発物使用事案に迅速かつ的確に対処するため**爆発物対応専門部隊**^(注3) 又は**爆発物対策部隊 (約1,000人)** を、全都道府県警察に設置しています。

さらに、ハイジャック対策を強化するため、国土交通省等の関係機関や航空会社と緊密に連携し、**スカイ・マーシャル**（航空機への警乗）の的確な運用を図っています。

特 殘 部 隊 (S A T)	8都道府県警察(北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄)に設置
任務	ハイジャック、重要施設占拠等の重大テロ事件や、その他銃器等使用の重大突発事案等に出動し、被害者や関係者の安全を確保しつつ、被疑者を制圧・検挙する ^(注4)
装備	自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、特殊闪光弾、ヘリコプター等
銃 器 対 策 部 隊	各都道府県警察の機動隊等に設置
任務	銃器等使用事案への対処を主たる任務とし、重大突発事案発生時には、SATが到着するまでの第一次的な対処に当たるとともに、SATの到着後は、その支援に当たる。
装備	サブマシンガン、ライフル銃、防弾衣、防弾帽、防弾楯等
NBCテロ対応専門部隊等	各都道府県警察の機動隊等に設置
任務	NBCテロ事案が発生した場合に迅速に出動して、原因物質の検知・除去、被害者の救出救助、避難誘導等に当たる。
装備	NBCテロ対策車、化学防護服、生物・化学剤検知器、放射線測定器等
爆 発 物 対 応 専 門 部 隊 等	各都道府県警察の機動隊等に設置
任務	爆発物使用事案の発生に際し、迅速かつ的確に爆発物の現場処理に当たり、爆発による被害の発生を防止するとともに、証拠を保全する。
装備	X線透視装置、爆発物収納筒、防護服、防爆盾、遠隔操作式爆発物処理用具等
ス カ イ ・ マ ー シ ャ ル	
任務	航空機に警乗し、飛行中におけるハイジャック等のテロ事件に対処し、乗客等の安全を確保しつつ、被疑者を制圧・検挙する。



特殊部隊 (SAT)



銃器対策部隊



NBCテロ対応専門部隊



爆発物対応専門部隊

(注1)：N (Nuclear:核) B (Biological:生物) C (Chemical:化学) 物質を使用したテロの略称

(注2)：広域運用等も念頭に置き、特に高度な装備資機材を配備した部隊として、9都道府県警察（北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡）の機動隊等に設置

(注3)：広域運用等も念頭に置き、特に高度な装備資機材を配備した部隊として、13都道府県警察（北海道、宮城、警視庁、埼玉、千葉、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、福岡及び沖縄）の機動隊に設置

第6章 警備実施

警戒警備の強化

重要施設の警戒

首相官邸や原子力関連施設等の重要施設に対する不法事案の発生は、我が国の治安や国民生活に著しい影響を及ぼしかねないことから、警察では、近年の厳しい国際テロ情勢等を踏まえ、これらの重要施設、鉄道等の公共交通機関や駐日外国公館等について、機動隊を配置するなど、警戒警備を強化しています。



首相官邸における警戒

水際対策

周囲を海に囲まれた我が国で、テロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要です。

政府は、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置するとともに、国際空港・港湾に、**空港・港湾危機管理（担当）官**を置き、水際対策を強化しています。テロリスト等の入国を阻止するため、**事前旅客情報システム（APIS）**、**外国人個人識別情報認証システム（BICS）**及び**乗客予約記録（PNR）**が運用されているところ、警察では、関係機関と連携して水際対策の強化を図っています。



関係機関との水際対策訓練（8月、新潟）

武力攻撃事態等への対処

武力攻撃や重大テロが発生した場合に備え、警察では、被災情報の収集、避難住民の誘導等の**国民保護措置等**を迅速かつ的確に実施することができるよう、内閣官房や都道府県が主催する国民保護訓練に積極的に参加しています。令和2年1月には、北海道において、爆発に伴い、多数の死傷者が発生したなどの想定により、国、地方公共団体、その他関係機関が一体となった共同の図上訓練が行われました。



北海道国民保護共同図上訓練（1月）

また、警察では、平素から防衛省・自衛隊との緊密な情報交換を行うとともに、武装工作員等による不法行為が発生したという想定の下、陸上自衛隊との**共同訓練**を実施するなど、テロ等に対する対処能力の向上や関係機関との連携強化に努めています。

原子力関連施設に対するテロ対策

■ テロ関連情報の収集・分析

警察では、原子力関連施設に対するテロを未然に防止するため、各国の治安情報機関等との緊密な情報交換、関係省庁との連携による水際対策、不審人物や組織に関する情報の収集・分析等を実施しています。

■ 原子力関連施設における警戒警備

原子力関連施設に対する銃器を使用したテロ事案、爆発物使用事案、N B Cテロ事案等への対処を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両、爆発物処理用具、防護服等を装備した**原発特別警備部隊**が、24時間体制で原子力関連施設の警戒警備に当たっています。

さらに、「原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について」（平成23年11月14日付け国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）を受け、関係都道府県警察では、海上保安庁との合同訓練を定期的に実施するなどしています。



原子力関連施設の警戒

■ 警察庁職員による立入検査

原子力関連施設においては、警察庁職員が事業所等に定期的に立入検査を行うとともに、治安当局の立場から自主警戒に関する指導を行うことなどにより、事業者による防護措置が実効あるものとなるように努めています。

■ 自衛隊との共同訓練

警察では、一般の警察力では対応できないと認められる事案が発生した場合を想定し、自衛隊との**共同訓練**を実施しています。令和元年12月には、福井県警察、富山県警察及び石川県警察が、原子力発電所敷地内において自衛隊との共同実動訓練を実施しました。



自衛隊との共同実動訓練
(令和元年12月、福井)

第6章 警備実施

警衛・警護

警 衛

警察では、皇室と国民との親和に配意しつつ、天皇陛下や上皇陛下、皇族方の御身辺の安全を確保するとともに、歓送迎者の雑踏事故の防止等を図っています。

令和2年中、天皇皇后両陛下は、

- 国立障害者リハビリテーションセンター及び
　　国立職業リハビリテーションセンター創立40
　　周年記念式典御臨席等（1月：埼玉県）

のため行幸啓になりました。

なお、天皇皇后両陛下が例年御臨席等される行事（全国植樹祭、国民体育大会、全国豊かな海づくり大会、国民文化祭等）は、延期又は中止となりました。

秋篠宮皇嗣同妃両殿下は、

- 1.17のつどい－阪神・淡路大震災25年追悼式
　　典－御臨席等（1月：兵庫県）

のためお成りになったほか、秋篠宮皇嗣殿下は、

- 公益社団法人日本動物園水族館協会第64回水
　　族館技術者研究会御臨席（1月：福岡県）
- 令和元年度済生会総会等御臨席（2月：新潟
　　県）

のためお成りになりました。

また、当初、令和2年4月に予定されていた立皇嗣の礼関係行事等は延期となり、同年11月8日に挙行されました。同行事等においては、天皇陛下や皇族方の御身辺の安全確保、首相その他多数の要人の警護、儀式等の安全かつ円滑な遂行の確保等のため、総合的な警備諸対策を実施しました。



沿道警戒に当たる警衛員



国立障害者リハビリテーションセンター等創立
40周年記念式典御臨席に伴う警衛（1月、埼玉）



1.17のつどい－阪神・淡路大震災25年追悼式典
御臨席に伴う警衛（1月、兵庫）



立皇嗣の礼関係行事等に伴う警衛
(11月、東京)

警護

警察では、テロ等違法事案の発生が懸念される厳しい警護情勢の下、的確な警護警備に向けた取組を推進し、要人の身辺の安全を確保しています。

令和2年中、警察では、

- 安倍首相（当時）の首脳会談出席等に伴う中東（サウジアラビア、アラブ首長国連邦及びオマーン）訪問（1月）
- 菅首相の首脳会談出席等に伴う東南アジア（ベトナム及びインドネシア）訪問（10月）における警護警備を行い、関係国の警護当局と緊密に連携して、首相の身辺の安全を確保したほか、国内においても、
 - 安倍首相（当時）の伊勢神宮における年頭記者会見等に伴う三重県訪問（1月）や全国戦没者追悼式参列（8月）
 - 菅首相の東京電力福島第一原子力発電所視察等に伴う福島県訪問（9月）等における警護警備を的確に行いました。



要人警護訓練



首相警護（9月、福島）



首相警護（10月、ベトナム）（AFP=時事）



首相警護（11月、埼玉）

第6章 警備実施

自然災害への対処

大雨等の風水害

令和2年7月豪雨

令和2年7月3日から同月31日にかけて、停滞した前線により、西日本や東日本で大雨となり、特に九州では、同月4日から同月7日にかけて、記録的な大雨をもたらしました。

この大雨の影響により、河川の氾濫^{はん}、浸水害、土砂災害等が発生するなどして死者84人、行方不明者2人等の被害が発生しました。

この災害に関し、関係警察では、警備体制を確立するとともに、広域緊急援助隊等の警察災害派遣隊延べ約2,900

人、警察用航空機（ヘリコプター）延べ約120機が、熊本県警察等に派遣され、被災情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等に当たったほか、交通対策、情報通信対策、避難所等への訪問やパトロールを実施するなど、被災者等の安全安心を確保するための活動を実施しました。



浸水地域における救出救助活動（7月、熊本）

台風第10号

台風第10号は、令和2年9月5日から同月7日にかけて、大型で非常に強い勢力で沖縄地方、奄美地方及び九州に接近した後、朝鮮半島に上陸しました。

この台風の影響により、土砂災害が発生するなどして死者3人、行方不明者3人等の被害が発生しました。

この災害に関し、関係警察では、警備体制を確立するとともに、広域緊急援助隊等の警察災害派遣隊延べ約1,400人、警察用航空機（ヘリコプター）延

べ約20機が、宮崎県警察等に派遣され、被災情報の収集、行方不明者の捜索等を実施しました。



行方不明者の捜索活動（9月、宮崎）

今後の大規模災害への備え

■ 危機管理体制の構築

警察では、災害に係る危機管理体制を構築するため、局地化・激甚化する最近の災害の傾向や過去の大規模災害対処時における反省・教訓を踏まえ、引き続き、具体的な災害対応要領、部隊派遣計画等の見直しや検討を組織横断的に進めていくこととしています。

各都道府県警察では、災害対処能力の向上や初動態勢の確立に向けた取組を計画的に進めているほか、大規模地震等の被害想定や局地的な豪雨による土砂災害等近年の災害の特徴を踏まえつつ、各都道府県の地理的特性に応じた災害対策を推進しています。

警察庁では、土砂災害や大雨被害等の災害の特性を踏まえ、装備資機材の充実強化を推進するとともに、より災害現場に即した環境で体系的・段階的な救出救助訓練を実施するため、平成28年（2016年）4月に近畿管区警察局災害警備訓練施設、平成30年4月に警視庁・東日本災害警備訓練施設の運用を開始し、災害対処能力の更なる向上を図っています。

さらに、現下の情勢を踏まえ、災害対応時のための感染症防護資機材を整備するなど、部隊の新型コロナウイルス感染症防止対策を講じています。

■ 特別救助班

特別救助班は、極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場において、より迅速かつ的確に被災者の救出救助を行うことを主な任務として、平成17年に12都道府県警察、約200人体制で運用を開始しました。平成29年3月には、大規模災害への対処能力を強化するため、新たに4府県警察にも設置され、現在、16都道府県警察^(注)、約240人体制で運用しています。

特別救助班は、各都道府県警察に設置された広域緊急援助隊と共に、全国的な運用を見据え、広域的な合同訓練をはじめとした各種訓練を行うなど、災害への備えに常に万全を期しています。



広域緊急援助隊合同訓練（12月、和歌山）



特別救助班の訓練（11月、新潟）

(注)：北海道、宮城、警視庁、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川、福岡及び沖縄

令和2年版 回顧と展望
警備情勢を顧みて
警察庁